

議案第15号

佐倉市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

佐倉市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月20日提出

佐倉市長 西田三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により、市長が教育（法第4条第2項に規定する教育をいう。以下同じ。）に関する事務を管理し、及び執行することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(職務権限の特例)

第2条 次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。

- (1) 佐倉市立美術館の設置、管理及び廃止に関する事（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、佐倉市立美術館のみに係るものを含む。）。
- (2) スポーツに関する事（学校における体育に関する事を除く。）。
- (3) 文化に関する事（次号に掲げるものを除く。）。
- (4) 文化財の保護に関する事。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際第2条各号に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は佐倉市教育委員会規則（以下「法令等」という。）の規定により佐倉市教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により佐倉市教育委員会に対してなされた申請

その他の行為で、同日以後においては市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、当該法令等の規定に相当する法令、条例又は規則の規定により市長がした処分その他の行為又は当該規定により市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(佐倉市民音楽ホール事業基金条例等の一部改正)

3 次に掲げる条例の規定中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(1) 佐倉市民音楽ホール事業基金条例(昭和59年佐倉市条例第11号)第6条

(2) 佐倉市民音楽ホールの設置及び管理に関する条例(昭和59年佐倉市条例第10号)第16条

(3) 旧堀田邸の設置及び管理に関する条例(平成11年佐倉市条例第19号)第11条

(4) 佐倉順天堂記念館の設置及び管理に関する条例(昭和60年佐倉市条例第23号)第8条

(5) 佐倉市武家屋敷の設置及び管理に関する条例(平成2年佐倉市条例第22号)第10条

(6) 旧堀田邸、佐倉順天堂記念館及び武家屋敷の入館料等に関する条例(平成11年佐倉市条例第20号)第7条

(佐倉市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

4 佐倉市立美術館の設置及び管理に関する条例(平成5年佐倉市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第1条中「博物館法(昭和26年法律第285号)第18条」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項」に改める。

第4条第5号、第5条から第7条まで、第8条第1項から第3項まで、第9

条ただし書、第13条、第14条及び第17条第2項の規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第18条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(佐倉市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の佐倉市立美術館の設置及び管理に関する条例第17条第2項の規定により任命された佐倉市立美術館運営協議会の委員(以下この項において「旧美術館運営協議会委員」という。)である者は、この条例の施行の日に、前項の規定による改正後の佐倉市立美術館の設置及び管理に関する条例第17条第2項の規定により佐倉市立美術館運営協議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、同日における旧美術館運営協議会委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(佐倉市文化財保護条例の一部改正)

- 6 佐倉市文化財保護条例(昭和51年佐倉市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中「佐倉市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第4条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項及び第5項中「教育委員会は、教育委員会規則」を「市長は、規則」に改める。

第5条第1項、第4項及び第5項、第6条第1項並びに第7条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条第1項中「教育委員会規則及び教育委員会」を「規則及び市長」に改め、同条第4項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「市

長に」に改める。

第9条第1項中「教育委員会で」を「市長が」に、「教育委員会に」を「市長に」に改め、同条第2項中「教育委員会で」を「市長が」に、「教育委員会に」を「市長に」に改める。

第10条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会の」を「市長の」に改め、同条第2項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第13条第1項及び第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第4項中「教育委員会は」を「市長は」に、「教育委員会の事務局の」を「その」に改める。

第14条、第15条第1項及び第16条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第17条第3項中「教育委員会は、教育委員会規則」を「市長は、規則」に改める。

第18条第1項、第2項及び第5項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第19条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第20条中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「市長に」に改める。

第22条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「市長に」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第23条、第24条第2項、第25条、第27条第1項、第2項及び第4項並びに第28条第1項及び第4項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第29条中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「市長に」

に改める。

第30条第1項及び第31条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第32条第1項中「教育委員会に」を「市長は」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第33条及び第35条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第40条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。